

— 平成27年度分 個人市・府民税のしくみと計算方法 —

個人市・府民税のあらまし

個人の市民税は、一般に個人の府民税とあわせて住民税と呼ばれ、道路・橋梁・公園の整備から、教育・福祉にいたる日常生活に欠かすことのできない様々な行政サービスに使われ、広く市民の皆さまにご負担いただく重要な財源となっています。

個人市・府民税の種類・税率と納税義務がある方

個人市・府民税は、均等の税額によって広く課税される均等割と前年の所得金額に応じて課税される所得割があり、それぞれの税率と納税義務がある方は、次のとおりとなっています。(大阪市では、地方税法に規定される標準税率を適用しています。)

種類	税率(額)		納税義務者(基準日:1月1日現在)	
	市民税	府民税	市内にお住まいの方	市内に事務所・事業所または家屋敷がある方で、その区内にお住まいでない方
均等割※	3,500円	1,500円	○	○
所得割	6%(総合課税分)	4%(総合課税分)	○	—

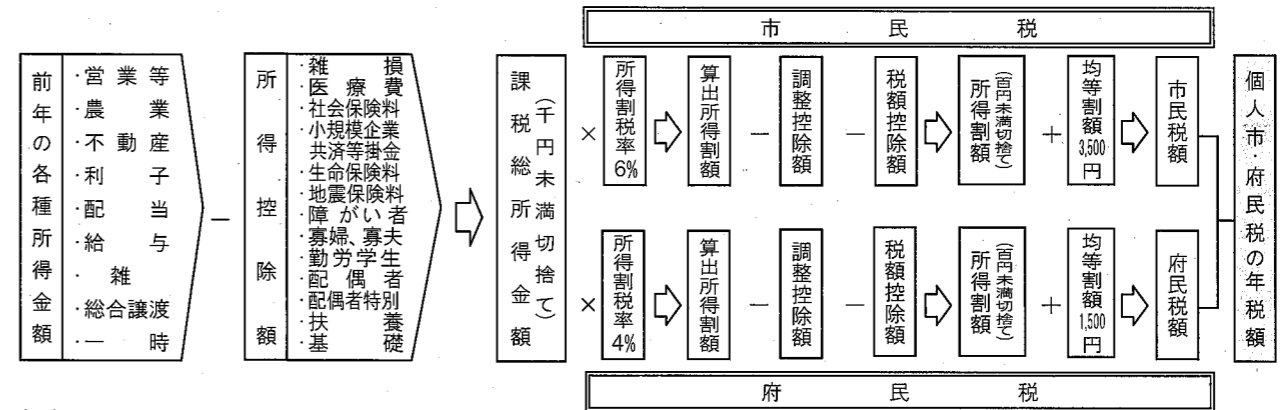
※平成26年度から平成35年度までの期間は、全国的に実施する防災のための施策に要する費用の財源として、個人市民税と個人府民税の均等割の税額がそれぞれ500円ずつ引き上げられます。

【個人市・府民税が課税されない方】

- 1月1日現在、生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 1月1日現在、障がい者・未成年者・寡婦または寡夫で、前年の合計所得金額が125万円以下の方(給与収入の場合:年収2,044,000円未満)
- 前年の合計所得金額が次の金額以下の方
 - ・扶養親族等(控除対象配偶者を含む)がいない場合…35万円(給与収入の場合:年収100万円)
 - ・扶養親族等(控除対象配偶者を含む)がいる場合…35万円×(本人+扶養親族等)の人数+21万円

税額の計算方法(総合課税)

税額の計算方法を図に表すと次のようになります。



(注)分離課税の対象となる所得がある場合は異なります。

調整控除の計算方法

- 個人市・府民税の合計課税所得金額が200万円以下の方
 - ・人的控除額の差額の合計額
 - ・合計課税所得金額
 いずれか少ない金額×5%(市:3%・府:2%)
- 個人市・府民税の合計課税所得金額が200万円を超える方
 - {人的控除額の差額の合計額-(合計課税所得金額-200万円)}×5%
 - ※2,500円未満の場合は、2,500円とします。(市:3%・府:2%)

(注)合計課税所得金額…課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額

【所得税と個人市・府民税の人的控除の差額】

控除の種類	金額	控除の種類	金額
障がい者控除	普通 1万円	扶養控除	一般 5万円
	特別 10万円		特定 18万円
	同居特別 22万円		老人 10万円
寡婦控除	一般 1万円	同居老親等	13万円
	特別 5万円	配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額
寡夫控除	一般 1万円	38万円超 40万円未満	5万円
	特別 1万円	40万円以上 45万円未満	3万円
勤労学生控除	1万円	基礎控除	5万円
配偶者控除	一般 5万円		
	老人 10万円		

平成27年度分 市民税・府民税 申告書

(あて先)大阪市長

平成 年 月 日提出

台帳番号 C/D

現住所 大阪市 (様方)	勤務先または事業所の所在地・名称等 所在地
1月1日現在の住所 区 (様方)	名称(番号等)
フリガナ 氏名・印	電話番号
電話番号(自宅・携帯)	開業(平成26年中の事業所開業(閉業の場合)年月日 平成26年 月 日 開業・廃業)
職業(業種)	

●この申告書の控えは、市民税・府民税の課税(所得)証明書等に代えて使用することはできません。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項	1 収入金額等	2 所得金額	4 所得から差し引かれる金額
⑩ 雑損控除 ⑪ 医療費控除 ⑫ 社会保険料控除 ⑬ 生命保険料控除 ⑭ 地震保険料控除 ⑮ 寡婦(寡夫)控除 ⑯ 勤労学生控除 ⑰ 障がい者控除 ⑱ 配偶者控除 ⑲ 配偶者特別控除 ⑳ 扶養控除 ㉑ 基礎控除	事業 営業等 ア 業 業 イ 不動産 ウ 利子工 配当 給与 雑 公的年金等 キ その他 ク 短期 ケ 長期 コ 一時 サ 総合譲渡 一時	事業 営業等 ① 業 業 ② 不動産 ③ 利子 ④ 配当 ⑤ 給与 ⑥ 雑 ⑦ 総合譲渡 一時 ⑧ 合計 ⑨ 雑損控除 ⑩ 医療費控除 ⑪ 社会保険料控除 ⑫ 小規模企業共済等掛金控除 ⑬ 生命保険料控除 ⑭ 地震保険料控除 ⑮ 寡婦(寡夫)控除 ⑯ 勤労学生控除 ⑰ 配偶者控除 ⑱ 配偶者特別控除 ⑲ 扶養控除 ⑳ 基礎控除 ㉑ 合計 ㉒	雑損控除 ⑩ 医療費控除 ⑪ 社会保険料控除 ⑫ 小規模企業共済等掛金控除 ⑬ 生命保険料控除 ⑭ 地震保険料控除 ⑮ 寡婦(寡夫)控除 ⑯ 勤労学生控除 ⑰ 配偶者控除 ⑱ 配偶者特別控除 ⑲ 扶養控除 ⑳ 基礎控除 ㉑ 合計 ㉒

5 給与・公的年金等以外の所得(※)に係る市民税・府民税の納税方法
 ※平成27年4月1日現在65歳未満の方は給与以外の所得
 合算して給与から差し引き(特別徴収) 別に自分で納付(普通徴収)

6 給与所得の内訳 ●源泉徴収のない方、日給などの給与収入の方は必ず記入してください。

月	日	給与	月	日	給与	月	日	給与	月	日	給与
1			4			7			10		
2			5			8			11		
3			6			9			12		

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払決定年月	収入金額	必要経費	源泉徴収額

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目(収入の内訳)	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

収入金額	必要経費	譲渡所得	一時所得	所得金額

11 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

収入金額	必要経費	総合課税	一時所得	所得金額

14 寄附金に関する事項

寄附金の区分(寄附先)	寄附金額
都道府県・市区町村への寄附(ふるさと寄附金分)	
[大阪府共同募金]への寄附(日赤大阪府支部)	
大阪府・大阪市ともに指定	
大阪府のみ指定	
大阪市のみ指定	

15 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額

前年中に支払った寄附金について、寄附金の区分(寄附先)ごとにそれぞれ記入してください。条目で指定した寄附金は、大阪府または大阪府が指定するものに限り、大阪府指定分は府民税に、大阪府指定分は市民税に適用されます。

15 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額

前年中の(開)業 開始・廃止 月 日

他都道府県の事務所等

●平成26年中に収入(所得)がなかった方の記載欄 該当するものにチェックをして必要事項を記入してください。

<input type="checkbox"/> 下記の方から扶養または援助を受けていた (扶養)(氏名) (扶養) (期間) 年 月～ 年 月	<input type="checkbox"/> 遺族年金、傷病手当、障がい年金等を受給していた (種類) (受給額) 円
<input type="checkbox"/> 雇用保険(失業保険)を受給していた (期間) 年 月～ 年 月	<input type="checkbox"/> 学生であった
<input type="checkbox"/> 預貯金等で生活していた	<input type="checkbox"/> 生活保護法による生活扶助を受けていた (期間) 年 月～ 年 月
<input type="checkbox"/> その他(生活状況について具体的に記入ください)	

税理士 署名 印 電話番号

控 用

●この控えは、市民税・府民税の課税(取得)証明書等に代えて使用することはできません。

(表 面)

(裏 面)

税額控除の計算方法

■配当控除

総合課税となる配当所得のうち、対象となる株式配当等がある場合は、次の表の割合により税額控除されます。

課税総所得金額等	配当控除の割合	
	市民税	府民税
1,000万円以下の部分	1.6%	1.2%
1,000万円超の部分	0.8%	0.6%

(注)証券投資信託の収益の分配分は、一部控除割合が異なります。

■寄附金税額控除

都道府県・市区町村(ふるさと寄附金)、大阪府共同募金会、日本赤十字社大阪府支部への寄附金および大阪府または大阪市の条例で指定した寄附金がある場合、申告により次の額が税額控除されます。

(注1)都道府県・市区町村への寄附金のみ①・②の合計額が控除されます。
(注2)申告には領収書、証明書が必要です。

区分	控除額	市民税割合	府民税割合
①基本控除額	寄附金の合計額(※)-2,000円 ※総所得金額等の30%が上限	6%	4%
②特例控除額(ふるさと寄附金のみ)	(ふるさと寄附金の合計額-2,000円)×(90%-所得税限界税率(0~40%))×1.021 (注)算出所得割額から調整控除額を控除した額の10%が上限	3/5	2/5

■住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)

所得税の住宅ローン控除を受けている方(次の期間の入居者)で、所得税から引ききれなかった額がある場合は、次の①・②のうちいずれか少ない額が税額控除されます。

◆対象となる方(次のいずれかに該当する方)

- 平成12年1月1日～平成13年6月30日の間に入居した方
- 平成16年1月1日～平成18年12月31日の間に入居した方
- 平成21年1月1日～平成29年12月31日の間に入居した方

◆控除額(次のいずれか少ない額)

- 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において引ききれなかった額
- 所得税の合計課税所得金額×5%(最高97,500円(※))
※平成26年4月から平成29年12月までに入居された方のうち、消費税率8%または10%で購入された方は、所得税の合計課税所得金額に7%を乗じて得た額(最高136,500円)

(注1)所得税で住宅ローン控除を受けている場合は、個人市・府民税の手続きは不要です。
(注2)平成19年～20年の間に入居された方は、所得税において特例があります。

■配当割額・株式等譲渡所得割額控除

配当割・株式等譲渡所得割が特別徴収(税率5%)された、一定の上場株式等の配当等・売却益について申告した場合は、所得割が課税され、所得割額から配当割額・株式等譲渡所得割額を控除して精算します。

(注)控除しきれない額は、均等割額または未納税額に充当もしくは還付されます。

区分	市民税割合	府民税割合
配当割額・株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(その他ご注意いただくことなど)

公的年金等受給者の所得税および復興特別所得税の確定申告手続きの簡素化

公的年金等を受給されている方の確定申告手続きが簡素化されています。

平成23年分の所得税から、前年中の公的年金等の収入金額が400万円以下で公的年金等以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告が不要となっています。

(注)医療費控除等による所得税等の還付を受ける場合や損失の繰越をする場合は所得税等の確定申告が必要です。

個人市・府民税の申告手続き

個人市・府民税については、公的年金等支払者から支払報告書が提出されますので、原則、申告は不要です。
(注)所得税等の確定申告が不要となる方であっても、公的年金等以外に所得がある場合や源泉徴収票に記載される扶養控除等以外に、個人市・府民税だけで医療費控除や生命・地震保険料控除、寄附金税額控除などを受ける場合は個人市・府民税の申告が必要です。

寄附金の控除を受けるための手続きについて

■寄附金の控除を受けるには、所得税の確定申告または個人市・府民税の申告が必要です。

◆所得税等の確定申告書を提出する場合

確定申告書第2表下の「住民税に関する事項」欄の「寄附金税額控除」欄に、寄附金の区分ごとに金額を記載してください。記載がない場合、個人市・府民税において寄附金控除を受けることができませんのでご注意ください。

◆市民税・府民税申告書を提出する場合

申告書裏面右下「14 寄附金に関する事項」欄に、寄附金の区分ごとに金額を記載してください。
(所得税の確定申告書に必要事項を記載して提出した場合、市民税・府民税申告書の提出は不要です。)

■必要な書類…寄附先の団体などから交付された寄附金の受領証、領収書など
(申告される方が寄附者として記載されたものに限りませぬ。)

復興特別所得税の創設について

東日本大震災からの復興のための施策に必要な財源を確保するために、平成25年分から平成49年分までの間、所得税額の2.1%に相当する額をご負担いただく復興特別所得税が創設されました。

～個人で事業や不動産貸付等を行っている方へ～
(税務署からのお知らせ)

記帳・帳簿等の保存制度について

個人の白色申告の方で事業や不動産貸付等を行うすべての方は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。
※これまでの記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。

◎対象となる方

事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての方
※ 所得税および復興特別所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

◎記帳する内容

収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載します。
※ 記帳にあたっては、一つ一つの取引ごとではなく、日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

◎帳簿・書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を保存する必要があります。

記帳・帳簿等の保存制度に関することは、国税庁ホームページをご覧ください。
お問い合わせください。

〈インターネットで検索 国税局 記帳・帳簿等保存 検索 〉

平成27年度 個人市・府民税の主な税制改正について

平成27年度から適用される主な改正の内容は次のとおりですので、申告の際は、記載内容などを十分ご確認ください。

住宅ローン控除の延長・拡充について

平成26年4月からの消費税率の引上げに伴い、個人市・府民税における住宅ローン控除について、適用期限が平成25年12月31日までの入居から平成29年12月31日までの入居に延長されるとともに、平成26年4月1日から平成29年12月31日までに入居された方のうち、消費税率が8%または10%で住宅を購入された方は、適用される控除額の計算にあたっての適用割合が5%から7%に、控除限度額が97,500円から136,500円に引き上げられました。

区分	改正前	改正後(適用期限の延長・控除額の引き上げ)	
居住年	平成25年12月31日まで	平成26年1月31日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成29年12月31日まで
控除額	所得税の合計課税所得金額×5% (最高97,500円)	所得税の合計課税所得金額×7% (最高136,500円)	

(注)平成26年4月以降に入居した方でも、取得等の額に含まれる消費税額等が8%または10%でない場合は、適用される控除額の計算式は、所得税の合計課税所得金額×5%(最高97,500円)となります。

少額投資非課税制度(NISA)の創設について

証券会社等において開設した非課税口座内の上場株式等(年間の投資額は100万円が上限)から受け取る配当等やその上場株式等の売却による譲渡益については、非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年間、所得税及び個人市・府民税が非課税となります。このため、NISAを適用して生じた配当等や譲渡益については、申告いただく必要はありません。

上場株式等の配当所得・譲渡所得に係る軽減税率の適用期間終了について

平成26年度まで、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得及び譲渡所得等については軽減税率3%(市民税:1.8%、府民税:1.2%)が適用されていましたが、適用期間の終了に伴い、平成27年度から適用される税率は本則税率5%(市民税:3%、府民税:2%)が適用されます。